令和９（２０２７）年度

入学者選抜募集要項

島根県立松江東高等学校

Ⅰ　出願の基本的事項

１　求める生徒像

自分の持つ可能性を信じ，様々な活動に挑戦できる生徒

２　実施する入学者選抜

(1) 特色入学者選抜［特色選抜］
以下の(ｱ)(ｲ)を総称して特色選抜という。なお，(ｱ)と(ｲ)を同時に出願することはできない。
(ｱ)総合入学者選抜［総合選抜］
(ｲ)スポーツ推進指定校入学者選抜［スポーツ特別選抜］

(2) 一般入学者選抜［一般選抜］

(3) 第２次募集入学者選抜［第２次募集］
（1）及び（2）の選抜の結果，欠員が生じた場合に実施する。

３　応募資格

入学者選抜に応募することのできる者は，国公私立高等学校若しくはこれに準ずる学校，中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で，次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする。なお，各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 令和９年３月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

〈参考：学校教育法施行規則〉
第95条 学校教育法第57条の規定により，高等学校入学に関し，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　外国において，学校教育における９年の課程を修了した者
二　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
三　文部科学大臣の指定した者
四　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
五　その他高等学校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

４　入学定員

２００名

５　保護者が県内に居住する場合の出願

次の（1），（2）の場合は，それぞれの記載によるものとする。

(1) 保護者の居住地に応じて，＜別表Ａ＞のとおり**一般選抜及び第２次募集における合格者数**を制限する。なお，転居等に伴う地域外制限の出願前手続については，**１２ページ及び１３ページ**を参照すること。

＜別表Ａ＞

保護者の居住地	選抜に関する制限
松江市	左欄に示す地域以外（以下「地域外」という。）からの出願である場合，その合格者数は，20名以内とする。

(2) 県外の中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）から出願する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）に保護者の住民票を添付し，在籍又は出身中学校等の校長を経由して高等学校長に提出すること。

なお，一般選抜及び第２次募集において，保護者の居住地に応じて，（1）の制限を受ける。

６　保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し，次の（1）又は（2）に該当する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して高等学校長に提出すること（＜別表Ｂ＞を参照)。

(1) 保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる理由のある場合

なお，一般選抜及び第２次募集において，保護者の居住予定地に応じて，**５**の（1）の制限を受ける。

(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母，おじ，おば等）とする。ただし，高等学校長が認めた場合，親族以外を身元引受人とすることができる。

なお，一般選抜及び第２次募集において，身元引受人を保護者と見なし，身元引受人の居住地に応じて，**５**の（1）の制限を受ける。

＜別表Ｂ＞

対　　象	(1) 保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる理由がある場合	(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合
提出書類	様式第９号	
添付書類	〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の①及び②を添付すること ①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料 ②島根県内の居住地が分かる資料 〈保護者が既に県内に転住している場合〉 ※次の①を添付すること ①保護者の住民票	〈身元引受人が志願者の親族の場合〉 ※次の①～③を添付すること ①身元引受人の承諾証明書（様式自由） ②志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも，様式自由） ③身元引受人の住民票 〈身元引受人が親族以外で，高等学校長が認めた場合〉 ※添付書類については高等学校に問い合わせること
提出期間	それぞれの選抜の出願期間	
提出先と提出方法	選抜区分ごとに，在籍又は出身中学校等の校長を経由し，高等学校長に提出	

７　身元引受人による出願者の合格者数の上限

６の(2) による出願（以下「身元引受人による出願」という。）については，合格者数を原則として４名以内とする。

８　複数校への出願

それぞれの選抜において，志願者は２校以上の公立高等学校に出願することはできない。

９　出願の方法

(1) 志願者は，インターネット出願システムにより，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，出願期間内に出願手続きを行う。
(2) インターネット出願システムによる出願において志願者が必要とするＩＤ等の情報は，在籍又は出身中学校等に問い合わせる。
(3) 在籍又は出身中学校等の校長は，出願を承認した志願者に関する書類等を，インターネット出願システム及び郵送等により，出願期間内に高等学校長へ提出する。

10　出願後の辞退

一般選抜及び第２次募集において，何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合，在籍又は出身中学校等の校長は公立高等学校入学者選抜辞退届（以下「辞退届」という）（様式第17号）を提出する。詳細は１６ページ又は２０ページを参照すること。また，特色選抜においても，これに準じる。

11　その他

(1) 帰国・外国人生徒等の出願及び特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願については，Ⅱ及びⅢに示す。
(2) 提出書類を手書きで記入する場合は，黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）とする。
(3) パソコン等による入力についてはJIS第２水準までの常用漢字を使用することとし，環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。
(4) パソコン等により作成した書類を印刷して提出する場合は，全てＡ４判とし，白色無地で破れにくい紙を使用すること。また，提出書類は片面印刷とし裏面には何も印刷しないこと（ただし，裏面に印刷物を添付することは可）。

Ⅱ　帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置

海外から帰国する生徒又は海外から日本に移住する生徒等の出願については，まずは島根県教育委員会に問い合わせること。なお，帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置の島根県教育委員会への申請期限は，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に示す通り，令和８年11月13日（金）（必着）となっている。

III　特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願及び特別措置

障がい，事故，病気等の理由により，個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき中学校等で日常的に配慮や支援を受けており，検査時における特別な配慮や支援を必要とする志願者がいる場合，高等学校長と島根県教育委員会が協議の上，特別な措置を講じることができる。なお，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に示す通り，当該生徒の在籍又は出身の中学校等の校長は，令和８年11月13日（金）（必着）までに，島根県教育委員会に特別措置に係る事前連絡書（様式第12号）を，高等学校長に選抜区分ごとの特別措置に係る事前連絡書（様式第12号の２又は様式第12号の３）を提出することとなっている。以降の手続き等については，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

IV長期欠席者等に配慮した選抜方式

一般入学者選抜及び第２次募集において，次の１に掲げる生徒に対して，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜を行うことができる。

１　対象となる生徒

保護者が県内に居住している，又は県外に居住している場合であっても転勤等による一家転住等により保護者が県内に居住する予定のある中学校３年生（義務教育学校９年生）で，中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等（※）のうち，高等学校入学後の学校での学びに意欲を持ち，当該選抜方式での出願を希望する者

※中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等
　病気，経済的理由をはじめ何らかの要因により登校しない，あるいはしたくてもできない状況にあったため，いずれかの学年で欠席日数が30日以上の者，又は欠席日数が30日未満の者のうち保健室等の校内の別室や教育支援センター等への登校等により教室での学びが十分にできていない者

２　この選抜方式による募集人員

特に定めない（一般入学者選抜及び第２次募集それぞれの募集人員の内数とする。）

３　事前連絡

この選抜方式を希望する志願者がいる場合，志願者が在籍する中学校等の校長は，令和８年12月25日（金）までに，高等学校長へ電話等により事前に連絡すること。

４　出願手続き

この選抜方式で出願する場合，３に定める事前連絡を経た上で，志願者は一般入学者選抜又は第２次募集のインターネット出願システムにおいて指定欄にその旨を入力し，自己申告書（様式第14号）を在籍中学校等の校長に提出すること。在籍中学校等の校長は，志願者が提出した自己申告書に状況説明書（様式第15号）等を加えて，所定の出願期間内に高等学校長に提出すること。なお，自己申告書を在籍中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に高等学校及び学科名，在籍中学校等の学校名，志願者名を記入すること。

また，この選抜方式で出願する場合，志願者の個人調査報告書（様式第２号）には，氏名（フリガナ），性別，生年月日，卒業見込年月日を記載し，特記事項には「長期欠席者等に配慮した選抜方式」と記載する

ほか，その他の事項は記載しないこと。

５　選抜の方法

学力検査，面接の結果を選抜の資料とする。選抜は，当該選抜方式での出願者を除いた一般入学者選抜又は第２次募集出願者の学力検査の素点等を参考に行う。

６　その他

(1)一般入学者選抜においてこの選抜方式による出願をしなかった者が，第２次募集においてこの選抜方式による出願をすることはできない。なお，第２次募集においては，一般選抜で出願した学校（志願変更をした場合には，志願変更後の学校）に再度出願することはできない。

(2)合格発表に当たっては，一般入学者選抜又は第２次募集の合格者として発表する。

Ⅴ　総合入学者選抜（総合選抜）

１　実施学科

普通科

２　募集人員

80名

(出願の型は３つ（学力重視型・部活動重視型・チャレンジ型）あるが，選抜は１つの枠として一括して行う。)

３　出　　願

(1) 出願資格

原則として，Ⅰの３の（2）に定める応募資格のある者で，かつ，次の(ｱ)から(ｶ)の全てに該当する者とする。また別に，各型ごとに要件を定める。なお，海外からの帰国生徒等の出願については，事前に出願許可を得た者に限り出願できる。また，スポーツ特別選抜と併せて出願することはできない。

(ｱ)当該学科を志望する動機や理由が明確で適切である者

(ｲ)当該学科に適性，興味及び関心を有する者

(ｳ)合格内定した場合，入学の意思が確実である者

(ｴ)学習活動や部活動，地域活動（ボランティア活動など）等に，自分から積極的に取り組むことができる者

(ｵ)いろいろな人と一緒に活動する中で，課題を見つけ解決策を考えることができる者

(ｶ)自分の進路について，ひたむきに考えることができる者

(2) 各型ごとの要件

＜【学力重視型】には次の(ｷ)の要件を加える＞

(ｷ)普通科高校で学ぶための基礎学力に秀でている者（国語，社会，数学，理科，英語の５教科全体の評定平均が概ね4.0以上（注１））

＜【部活動重視型】には次の(ｸ)と(ｹ)の要件を加える＞

(ｸ)中学校等在学中に，本校が指定する種目（男女バスケットボール，野球，サッカー，女子テニス，男女ローイング（ボート），剣道，陸上競技，女子バドミントン）において，次の①～④のいずれかに該当する者

① 部活動又は所属クラブでの実績が，団体で県ベスト８以上，又は個人で県ベスト16以上

② 部活動又は所属クラブで中国大会，又はそれに準ずる大会以上に出場

③ 部活動又は所属クラブで県の選抜メンバーに選ばれたことがある。
④ ①～③の力を有すると判断できる者

(ｹ)普通科高校で学ぶための基礎学力がある者（全教科の評定平均が概ね3.0以上（注１））

＜【チャレンジ型】には次の(ｺ)と(ｻ)の要件を加える＞

(ｺ)学習活動，部活動，地域活動（ボランティア活動など）等に志を持って取り組める者

(ｻ)普通科高校で学ぶための基礎学力がある者（全教科の評定平均が概ね3.0以上（注１））

（注１）要件の「評定平均」については，中学校における第１学年から第３学年又は義務教育学校における第７学年から第９学年の評定値から算出するものとする。ただし，第３学年又は第９学年の評定は，３学期制の中学校等においては２学期まで，２学期制の中学校等においては前期までのものとする。

(3) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類
令和８年12月21日（月）から令和９年１月８日（金）17時までとする。

イ アによらない書類
令和９年１月６日（水）から１月８日（金）17時までとする。
持込みの場合：３日間とも９時から17時まで
郵送の場合：１月８日（金）17時以降に届いたものについては，１月７日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 出願手続き

ア 志願者は，次に掲げるものを，卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に高等学校長に提出する。なお，出願は１人１校に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号の２）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 （様式第５号又は様式第５号の２）		**本校管理サイトから印刷した**様式第５号又は第５号の２により作成し，アップロードする。なお，必要に応じて**行を追加したり記入欄を広げたりしてよいが，Ａ４判両面１枚となるようにする**こと。
活動等の実績及び資格取得等の証明書（注２）	中学校等の校長を経由して，郵送又は持込み	本校管理サイトから印刷し，作成する。
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。**２ページ**を参照） ・自己申告書（様式第14号）等

（注２）「活動等の実績及び資格取得等の証明書」については，【学力重視型】と【チャレンジ型】で受検する者は，「**６ 選抜の具体的方法**」に関わり，提出は任意とする。【部活動重視型】で受検する者は，出願資格の認定のため必ず提出すること。

イ 中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の書類提出期間内に高等学校長に提出する。

<table>
<tr><th>提出する書類等</th><th>提出方法</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>個人調査報告書
（様式第２号）</td><td rowspan="3">インターネット
出願システム</td><td colspan="2">必要な情報の登録をもって提出とする。</td></tr>
<tr><td>学習成績・特別活動
の記録等概要表
（様式第３号）</td><td colspan="2">・中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。
・総合選抜及びスポーツ特別選抜の両方に志願者がいる場合，いずれかで提出すればよい。</td></tr>
<tr><td>公立高等学校入学者
選抜出願者名簿
（様式第４号）</td><td colspan="2">・中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。
・選抜区分ごとに作成する。</td></tr>
<tr><td>活動等の実績及び資格取得等の証明書</td><td rowspan="2">郵送又は持込み</td><td rowspan="2">志願者から提出のあった書類等を取りまとめて高等学校長に提出する。</td><td></td></tr>
<tr><td>その他志願者が出願にあたって必要な書類</td><td>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類
・自己申告書（様式第14号）等</td></tr>
</table>

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。

(5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

２ページを参照すること。

なお，提出書類及び出願期間等は，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(6)　自己申告書の提出

(ｱ)志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(ｲ)自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を在籍中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に高等学校長へ提出しなければならない。

なお，在籍中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に高等学校及び学科名，在籍中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

４　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年１月15日（金）から１月19日（火）

５　選抜のための検査

(1) 検査方法

【学力重視型】・【部活動重視型】・【チャレンジ型】のいずれも集団面接及び学力検査を実施する。

(2) 選抜の実施期日等

ア　実施期日

実施期日は令和９年１月20日（水）の１日とする。検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については，**２２ページ**を確認すること。

イ　実施時程及び教科とその配点

令和９年１月20日（水）

８：30～８：50　受　付

８：50～９：15　諸注意など

９：20～10：20　学力検査（国語，数学，英語。各教科の時間配分は定めない。各教科20点満点。英語科における放送による問題は実施しない。）

10：30～　集団面接
（１組あたり３人程度，約15分間で行う。面接時間は，中学校等の校長を通じて受検生に通知する。なお，各自の面接が終了するまで松江東高等学校の校舎外に出ることはできない。）

(3) 検査場

島根県立松江東高等学校

６　選抜の具体的方法

以下の（1）～（5）の選抜資料を多面的・総合的に評価して選抜する。なお，【学力重視型】は提出された書類と学力検査を，【部活動重視型】は提出された書類と面接を，【チャレンジ型】は面接と学力検査をそれぞれ重視して総合的に評価する。

(1) 個人調査報告書　学習の記録及び特別活動の記録を利用する
【学力重視型】においては，国語，社会，数学，理科，英語を重視する

(2) 志望理由書　本校を志望する動機や理由の明確さと適切さ，自己アピールや高校生活の抱負について具体性や意欲を評価する。（本校管理サイトに掲載する様式を活用すること。）

(3) 面　接　評価の観点
(ｱ)本校を志望する動機や理由が明確で適切であり，意欲があるか。
(ｲ)本校の教育内容に適性及び興味関心を有しているか。
(ｳ)学習活動や部活動，地域活動（ボランティア活動など）等に，自分から積極的に取り組む意思が確実であるか。

(4) 学力検査　島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査を利用する。

(5) 活動等の実績及び資格取得等の証明書
次の項目(ｱ)～(ｵ)のうち【学力重視型】と【チャレンジ型】は２つまでを，【部活動重視型】は３つまでを，本人の申請によって（1）に加点する。
［加点する項目］
(ｱ)公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定３級以上
(ｲ)自然科学や情報の分野における資格の取得や大会実績
(ｳ)生徒会執行部や部活動の部長等の経験実績
(ｴ)地域・社会貢献活動の実績
(ｵ)部活動等の大会実績

７　合格内定通知

合格内定の有無について，高等学校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また，合格内定者へは，高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお，インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は，令和９年１月28日（木）10時以降に行う。
また，合格発表は，令和９年３月12日（金）10時とする。

８　その他

(1) いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。
(2) 総合選抜による合格内定者は，公立高等学校に改めて出願することはできない。
(3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。
(4) 合格内定とならなかった場合は，総合選抜を受検した高等学校を含む公立高等学校に，改めて出願することができる。その場合，選抜区分ごとに定める手続きにより出願し，受検料については，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。
(5) 合格が内定した受検者には別途高等学校より課題を指示する。

Ⅵ　スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）

１　実施学科及び指定競技

普通科
男子バスケットボール，男女アーチェリー，男女ローイング（ボート）

２　募集人員

12名（身元引受人による出願者の合格者数は，４名以内とする。）

３　出　　願

(1) 出願資格
原則として，Ⅰの３の（2）に定める応募資格のある者で，かつ，次の(ｱ)から(ｵ)の全てに該当する者とする。なお，海外からの帰国生徒等については，令和９年３月に中学校を卒業する見込みの者に準ずる者で，事前に出願許可を得た者に限り出願できる。
(ｱ)当該学科を志望する動機や理由が明確で適切である者
(ｲ)当該学科に適性，興味及び関心を有する者
(ｳ)スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有する者
(ｴ)合格内定した場合，入学の意思が確実である者
(ｵ)入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望する者
なお，総合選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願及び関係書類提出期間
ア　インターネット出願システムにより提出する書類
令和８年12月21日（月）から令和９年１月８日（金）17時までとする。

イ　アによらない書類
令和９年１月６日（水）から１月８日（金）17時までとする。
持込みの場合：３日間とも９時から17時まで
郵送の場合：１月８日（金）17時以降に届いたものについては，１月７日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に高等学校長に提出する。なお，出願は１人１校に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号の２）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 （様式第５号又は様式第５号の２）		様式第５号又は第５号の２により作成し，アップロードする。なお，必要に応じて**行を追加したり記入欄を広げたりしてよいが，Ａ４判片面１枚となるようにする**こと。
スポーツ活動実績証明書（様式第６号）及び添付書類	中学校等の校長を経由して，郵送又は持込み	様式第６号により作成し，添付書類と併せて提出
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第９号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。**２ページ**を参照） ・自己申告書（様式第14号）等

イ　中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の書類提出期間内に高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第２号）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 （様式第３号）		・中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。 ・スポーツ特別選抜及び総合選抜の両方に志願者がいる場合，いずれかで提出すればよい。	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 （様式第４号）		・中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。	
スポーツ活動実績証明書（様式第６号）及び添付書類	郵送又は持込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて高等学校長に提出する。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類			・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 ・自己申告書（様式第14号）等

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。

エ　高等学校長は，必要に応じて中学校等の校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

２ページを参照すること。

なお，提出書類及び出願期間等は，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(5) 自己申告書の提出

(ｱ)志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(ｲ)自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を在籍中学校等の校長を経由して，所定の書類提出期間内に高等学校長へ提出しなければならない。

なお，在籍中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に高等学校及び学科名，在籍中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

４　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年１月15日（金）から１月19日（火）

５　選抜のための検査

(1) 検査方法

集団面接，作文

(2) 検査場

島根県立松江東高等学校

(3) 検査日時

実施期日は令和９年１月20日（水）の１日とする。

8：30～ 8：50　受　付
8：50～ 9：15　諸注意など
9：20～10：20　作　文
10：30～　集団面接
（１組あたり３人程度，約15分間で行う。面接時間は，中学校等の校長を通じて受検生に通知する。なお，各自の面接が終了するまで松江東高等学校の校舎外に出ることはできない。）

６　選　　抜

提出された書類及び高等学校が行った選抜検査をもとに総合的に判断して高等学校長が行う。

７　合格内定通知

合格内定の有無について，高等学校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また，合格内定者へは，高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお，インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は，令和９年１月28日（木）10時以降に行う。

また，合格発表は，令和９年３月12日（金）10時とする。

８　その他

(1) いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

(2) スポーツ特別選抜による合格内定者は，公立高等学校に改めて出願することはできない。

(3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。

(4) 合格内定とならなかった場合は，スポーツ特別選抜を受検した高等学校を含む公立高等学校に，改めて出願することができる。その場合，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(5) 合格が内定した受検者には別途高等学校より課題を指示する。

VII　一般入学者選抜（一般選抜）

１　募集人員

入学定員200名から，総合選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集人員とする。

２　出　　願

(1) 出願資格

Ⅰの３に定める応募資格のある者とする。

なお，海外からの帰国生徒等の出願については，事前に出願許可を受けた者に限り出願できる。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア　インターネット出願システムにより提出する書類

令和９年１月25日（月）から２月４日（木）12時までとする。

イ　アによらない書類

令和９年２月１日（月）から２月４日（木）12時までとする。

持込みの場合：２月１日（月），２月２日（火），２月３日（水）は９時から17時まで

２月４日（木）は９時から12時まで

郵送の場合：２月４日（木）12時以降に届いたものについては，２月３日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 転居等に伴う地域外制限の出願前手続

Ⅰの５の(1)の＜別表Ａ＞の地域外制限に出願する者のうち，保護者が県内に居住し，次の（ｱ）又は（ｲ）に該当する場合は，出願に当たり所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第７号）を高等学校長へ提出し，許可を受けることにより，地域内からの出願として扱いを受ける。

(ｱ)保護者の居住地が出願する学校・学科の地域外にあり，転勤等による転居等の正当と認められる理由がある場合

(ｲ)志願者本人が県内の他の地域に居住し，出願する学校・学科の地域内に居住する保護者との同居を予定している場合

なお，正当と認められる理由があるとして許可を得た者は，一般選抜における出願，志願変更による出願，及び第２次募集における出願のいずれにおいても，地域内としての扱いを受ける。

また，転居が県外からの場合は，Ⅰの６の手続きを必要とする。

≪松江市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等≫

保護者又は志願者本人が松江市以外に居住し，転居等に係る地域認定願（様式第７号）を提出する場合には，所定の期間内に高等学校長へ提出する。提出先の許可を受けた場合，松江市に保護者の居住地がある者として扱いを受ける。

≪転居等に係る地域認定願（様式第７号）の提出手続≫

転居等に係る地域認定願（様式第７号）を，令和９年１月21日（木）から１月28日（木）17時まで（必着）に高等学校長に提出すること。志願変更も含めて，一般選抜以降（一般選抜，一般選抜の志願変更，第２次募集）のいずれかの出願で提出する可能性がある場合は，この期間内にあらかじめ提出すること。（様式第７号の写しを必ず保管しておくこと。）

添付書類が必要なので，詳細は高等学校に問い合わせること。

⑷ 出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号）	インターネット出願システム	㋐ 必要な情報の登録をもって提出とする。 ㋑ 留意事項 学力検査場について，隠岐郡から志願する場合は，特別措置（以下「検査場特措」という。）を願い出ることができる。検査場特措を願い出る場合は，所定の欄に入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して，郵送又は持込み	・転居等に係る地域認定願（様式第７号）の写し（正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で，転居等に係る地域認定願を既に他校へ提出した者が志願する場合） ・地域内居住確認届（様式第８号） （保護者の居住地は地域内であるが，正当と認められる理由により，保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者が志願する場合） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。２ページを参照） ・自己申告書（様式第14号）等

イ　在籍又は出身中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

<table>
<tr><th>提出する書類等</th><th>提出方法</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>個人調査報告書
（様式第２号）</td><td rowspan="3">インターネット
出願システム</td><td colspan="2">必要な情報の登録をもって提出とする。</td></tr>
<tr><td>学習成績・特別活動の記録等概要表
（様式第３号）</td><td colspan="2">・中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。
・特色選抜で既に提出している中学校等も提出する。</td></tr>
<tr><td>公立高等学校入学者選抜出願者名簿
（様式第４号）</td><td colspan="2">・中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。
・選抜の種類ごとに作成する。</td></tr>
<tr><td>その他志願者が出願にあたって必要な書類</td><td>郵送又は持込み</td><td>志願者から提出のあった書類等を取りまとめて高等学校長に提出する。</td><td>・転居等に係る地域認定願（様式第７号）の写し
・地域内居住確認届（様式第８号）
・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類
・自己申告書（様式第14号）
・状況説明書（様式第15号）等</td></tr>
</table>

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，受検料2,200円を納付する。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は，特色選抜を受検した高等学校を含む公立高等学校に，改めて出願することができる。その場合，インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(5)　保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

２ページを参照すること。

なお，提出書類及び出願期間等は，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

(6)　自己申告書の提出

(ｱ)志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合やすでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(ｲ)自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に高等学校長へ提出しなければならない。

なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に高等学校及び学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入すること。

(7)　長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは，４ページの「**Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式**」に示すところによる。

(8)　その他

いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

３　出願状況の発表

上記２による出願者の状況を，令和９年２月５日（金）の10時に，島根県教育委員会のホームページで発表する。また，以下の志願変更後の出願者の状況を，２月18日（木）の14時に，同ホームページで発表する。

４　志願変更

上記２により出願をした者が希望する場合には，１回に限り，同一学校又は他の学校の課程，学科（部）に志願変更することができる。

ただし，第１志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は，次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア　出願先高等学校への申請期間は令和９年２月８日（月）から２月10日（水）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

イ　志願変更先高等学校への出願期間は令和９年２月12日（金）から２月16日（火）17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

インターネット出願システムによらない書類の提出は，在籍又は出身中学校等の校長を経由して持込み又は郵送により提出する。

持込みの場合：２月12日（金），２月15日（月），２月16日（火）の９時から17時まで

郵送の場合：２月16日（火）17時以降に届いたものについては，２月15日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。なお，郵送の場合は，在籍又は出身中学校等の校長から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は，インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の志願変更受付期間内に出願先の高等学校長に申請する。

イ 志願変更を承認された者は，「**２　出願**　(4) 出願手続」のアに準じる書類を，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の期間内に志願変更先の高等学校に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第７号）を提出していなかった者が，志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。ただし，保護者の転勤等による転住に伴い，**Ⅰ**の**５**の（1）の＜別表Ａ＞に定める地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には，**１６ページ**の「**６　特別入学志願許可の取扱い**」によること。

ウ　在籍又は出身中学校等の校長は，「**２　出願**　(4) 出願手続」のイに準じる書類を，所定の期間内に志願変更先の高等学校長に提出する。ただし，以下の点に留意すること。

・公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第４号）は，志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し，提出する。

・学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第３号）は，当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。

エ　その他

(ｱ)志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。

(ｲ)学力検査場について特別措置を願い出る場合は，インターネット出願システムにより入学願書を提出する際に，所定の欄に入力する。

(ｳ)いったん志願変更届を提出した者は，志願変更を取りやめることはできない。また，所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは，一般選抜を辞退したものとみなす。その場合，在籍又は出身中学校等の校長は，出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第17号）を提出する。

(3) その他

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願，自己申告書の提出については，２の（5）及び（6）に準ずる。

５　志願変更に係る特別措置

「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」で定める手続きによる。

６　特別入学志願許可の取扱い

「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」で定める手続きによる。

７　出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合，在籍又は出身中学校等の校長は速やかに高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には，志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

受付期間：原則として，令和９年３月２日（火）12時まで（速やかに届け出る）。
受付期間以降で判明した場合は，在籍又は出身中学校等の校長は高等学校長及び島根県教育委員会に直ちに電話連絡し，辞退届（様式第17号）を高等学校長に提出すること。

８　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し，検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和９年２月22日（月）から２月26日（金）

９　学力検査

(1) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は，令和９年３月３日（水）の１日とし，下記の教科を１教科50分として，一斉に実施する。

配点は，各教科とも50点満点とする。なお，学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については，２３ページを確認すること。

令和９年３月３日（水）

受　付	8：30～ 8：50
諸注意・入場	8：50～ 9：15
国　語	9：20～10：10
数　学	10：30～11：20
社　会	11：40～12：30
昼　食	
英　語	13：20～14：10
理　科	14：30～15：20

(2) 学力検査場

島根県立松江東高等学校（隠岐郡に係る検査場特措を除く）

10　追 検 査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。）当日の特別措置によっても対応できず，やむを得ず欠席した者のうち，次のア又はイに該当し，追検査の受検を希望する者。ただし，学力検査の一部でも

受検した者は除く。

ア　学校保健安全法施行規則第18条において，学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

イ　本検査当日の災害，不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

上記ア，イは，具体的には次の①～④等に相当する。

①インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した者

② 本検査当日に，発熱・咳等の症状があり，追検査を希望する者

③ 本検査当日に，災害，不慮の事故等により，追検査を希望する者

④ 本検査当日に，月経随伴症状等の体調不良等により，追検査を希望する者

(2) 出願手続

在籍又は出身中学校等の校長は，次の手続きを行う。

ア　追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり，追検査の受検を希望する者がいる場合，ただちに高等学校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。

ただし，隠岐郡に係る検査場特措を願い出た者については，学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

イ　中学校等の校長は，以下のものを，３月４日（木）10時までに高等学校長に提出する。

ただし，隠岐郡に係る検査場特措を願い出た場合は，学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

・追検査受検願（様式第18号）１部

・証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。）１部

・追検査受検者名簿（様式第19号）３部

なお，（1）の③，④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は，代わりに，中学校等の校長が証明する「申告書」（様式第18号の2）を提出すること。

(3) 実施期日及び検査内容

令和９年３月９日（火）の１日のみとし，学力検査の実施教科，実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は，島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

(5) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ選抜する。

(6) その他

(ｱ)追検査の受検料は徴収しない。

(ｲ)追検査受検者は，本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(ｳ)「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」，「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準じる。

(ｴ)その他詳細については，別途通知する。

11　合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は，原則として令和９年３月10日（水）12時までに，高等学校長に辞退届（様式第17号）を

提出すること。その際，中学校長等の持込みによる提出を原則とするが，何らかの理由で郵送により提出する場合は，中学校等の校長から高等学校長へ電話にて一報を入れること。なお，合格発表前辞退者の第２次募集への出願は認めない。

12　合格発表

合格発表は令和９年３月12日（金）10時とする。合格者へは，高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。なお，インターネット出願システムによっても確認できる。

13　その他

(1) 合格通知書は，一括して出身中学校等の校長あてに送付する。
(2) 合否に関する電話での問い合わせには一切応じない。
(3) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。
(4) 合格者は，合格通知書とともに送付する入学意思通知書を，３月18日（木）17時までに提出すること。ただし，遠隔地の者は，入学意思を３月18日（木）17時までに出身中学校等の校長を経由して電話で通知した後，書類を送付してもよい。
(5) 合格者が高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は，高等学校長は合格を取り消すことがある。
(6) 合格者は，３月25日（木）に松江東高等学校で行われる入学予定者会に保護者と共に参加すること。
(7) 書類等のあて名は，『〒690-0823 松江市西川津町510番地 島根県立松江東高等学校長』とし，封筒表面に「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること。
(8) 入学に関する照会は，松江東高等学校の総務部にすること。電話（0852）27-3700

Ⅷ 第２次募集入学者選抜（第２次募集）

１　募集人員

令和９年度入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた場合，欠員数を第２次募集の募集人員とする。

ただし，Ⅰの５の（1）の＜別表Ａ＞に掲げる地域外からの合格者については，その制限を超えないこととする。

第２次募集を行う学校及びその募集人員は，令和９年３月12日（金）10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

２　出　願

(1) 出願資格

Ⅰの３に定める応募資格のある者のうち，以下の(ｱ)又は(ｲ)に該当する者を除く。

(ｱ)令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(ｲ)令和９年度入学者選抜において，高等専門学校，県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し，入学手続をした者。

ただし，令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には，志願変更後の学校）に再度出願することはできない。

また，一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用するため，一般選抜学力検査を受検していること。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア　インターネット出願システムにより提出する書類

令和９年3月12日（金）11時から３月16日（火）15時までとする。

イ　アによらない書類

令和９年３月15日（月）９時から17時及び３月16日（火）９時から15時までとする。高等学校への持込みによる提出を原則とするが，隠岐郡から出願する場合等，何らかの理由で郵送により提出する場合は，在籍又は出身中学校等の校長から高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし，郵送による場合は，簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア　志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 （様式第１号の３）	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面で胸部から上を撮影した，縦４：横３の比率の写真とし，志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，６か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して，原則持込み	・転居等に係る地域認定願（様式第７号）の写し （正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で，転居等に係る地域認定願を既に他校へ提出した者が志願する場合） ・地域内居住確認届（様式第８号） （保護者の居住地は地域内であるが，正当と認められる理由により，保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者が志願する場合） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍若しくは出身中学校等が県外の場合のみ。２ページを参照） ・自己申告書（様式第14号）等

イ　在籍又は出身中学校等の校長は，次に掲げるものを，所定の出願期間内に高等学校長に提出する。

<table>
<tr><th>提出する書類等</th><th>提出方法</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>個人調査報告書
（様式第２号）</td><td rowspan="3">インターネット
出願システム</td><td colspan="2">必要な情報の登録をもって提出とする。</td></tr>
<tr><td>学習成績・特別活動の記録等概要表
（様式第３号）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第３号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>公立高等学校入学者選抜出願者名簿
（様式第４号）
（第２次募集用）</td><td colspan="2">中学校等１校につき１部を様式第４号により作成し，アップロードする。</td></tr>
<tr><td>その他志願者が出願にあたって必要な書類</td><td>原則持込み</td><td>志願者から提出のあった書類等を取りまとめて高等学校長に提出する。</td><td>・転居等に係る地域認定願（様式第７号）の写し
・地域内居住確認届（様式第８号）
・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類
・自己申告書（様式第14号）
・状況説明書（様式第15号）等</td></tr>
</table>

ウ　受検料

志願者は，インターネット出願システムを通じて，入学検定料800円を納付する。

⑷ 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

２ページを参照すること。

なお，提出書類及び出願期間等は，「令和９年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

⑸ 自己申告書の提出

⑺志願者は，いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や，すでに中学校等を卒業している場合に，自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は，それぞれ黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが，志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

⑴自己申告書の提出を希望する場合は，自己申告書を他の提出書類とともに，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の期間内に高等学校長へ提出する。

なお，在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は，厳封してもよい。その際，封筒の表に高等学校及び学科名，在籍又は出身中学校等の学校名，志願者氏名を記入する。

⑹ 長期欠席者等に配慮した選抜に係る出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で，個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは，４ページの「**Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式**」に示すところによる。

３　出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は，在籍又は出身中学校等の校長は速やかに高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。

４　受検票の交付

出願者は次の期間に，各自でインターネット出願システムから受検票を印刷する。

受検票交付期間：令和９年３月17日（水）10時から３月18日（木）

５　選抜のための検査

(1) 実施期日　　令和９年３月18日（木）

(2) 実施場所　　島根県立松江東高等学校

(3) 実施内容　　提出された資料等により，検査に代える。ただし，長期欠席者等に配慮した選抜方式により出願した者については，面接を実施し，その結果を選抜の資料に加える。

(4) そ の 他　　出願者の招集は行わない。

ただし，長期欠席者等に配慮した選抜方式により出願した者については，面接を実施するため，別途指示する。

６　選　　抜

提出された書類及び一般選抜学力検査の結果をもとに総合的に判断して高等学校長が行う。

７　合格発表

合格発表は令和９年３月23日（火）15時とする。合格者へは，高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。また，インターネット出願システムによっても確認できる。

８　その他

(1) いったん受理した入学願書，添付書類等及び入学検定料又は受検料は返還しない。

(2) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。

(3) 合格者は，合格通知書とともに送付する入学意思通知書を，３月24日（水）17時までに提出すること。

(4) 合格者が高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は，高等学校長は合格を取り消すことがある。

(5) 合格者は，３月25日（木）に松江東高等学校で行われる入学予定者会に保護者と共に参加すること。

入学者選抜特色選抜検査当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

１　受検生が準備すべきもの

(1) 受検票
(2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
(3) 消しゴム
(4) コンパス
(5) 定規（三角定規もよい。ただし，分度器兼用のものは除く）
(6) 上履き
(7) 弁当（必要に応じて準備する）

なお，携帯電話その他の通信機器の検査会場への持ち込みは禁止する。

２　受検上の注意事項

(1) 検査開始時刻５分前に，定められた検査室に入って着席し，監督者の指示に従うこと。
(2) 机上には，上記１の（1）～（5）以外のものは置かないこと。ただし，体調が悪く，ハンカチ，ティッシュペーパーを使いたいときには，事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお，その際は，文字等の印刷されていないものに限る。
(3) マスク及び防寒着を着用する場合は，文字等の印刷されていないものを着用すること。
(4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは，問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら，まず解答用紙に検査場名，受検番号を書くこと。
(5) 受検生の間で，用具の貸し借りをしないこと。
(6) 下敷き，分度器は持ち込まないこと。
(7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
(8) 質問があるときは，手をあげて合図し，監督者に小声で質問すること。
(9) 検査実施中に，トイレに行きたくなったときなどは，手をあげて合図し，監督者の指示に従うこと。
(10) 検査開始から55分後に，終了５分前を知らせる合図があるので，答案を整理するうえの参考とすること。
(11) 検査時間が終了したら，監督者の指示によって，解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお，問題用紙は机上に置いたまま退室すること。
(12) 検査の途中で答案ができあがった者も，その時間が終了するまでは，退室しないこと。
(13) 検査室内には時計がないので，計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また，机上に置いてもよい。ただし，辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの，秒針音のするもの，キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

入学者選抜一般選抜学力検査当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

１　受検生が準備すべきもの

(1) 受検票
(2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
(3) 消しゴム
(4) コンパス
(5) 定規（三角定規もよい。ただし，分度器兼用のものは除く）
(6) 上履き
(7) 弁当

なお，携帯電話その他の通信機器の学力検査会場への持ち込みは禁止する。

２　受検上の注意事項

(1) 各教科の検査開始時刻５分前に，定められた検査室に入って着席し，監督者の指示に従うこと。
(2) 机上には，上記１の（1）～（5）以外のものは置かないこと。ただし，体調が悪く，ハンカチ，ティッシュペーパーを使いたいときには，事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお，その際は，文字等の印刷されていないものに限る。
(3) マスク及び防寒着を着用する場合は，文字等の印刷されていないものを着用すること。
(4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは，問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら，まず解答用紙に検査場名，受検番号を書くこと。
(5) 受検生の間で，用具の貸し借りをしないこと。
(6) 下敷き，分度器は持ち込まないこと。
(7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
(8) 質問があるときは，手をあげて合図し，監督者に小声で質問すること。
(9) 検査実施中に，トイレに行きたくなったときなどは，手をあげて合図し，監督者の指示に従うこと。
(10) 各教科の検査開始から45分後に，終了５分前を知らせる合図があるので，答案を整理するうえの参考とすること。
(11) その教科の検査時間が終了したら，監督者の指示によって，解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお，問題用紙は各自が持ち帰ること。
(12) 検査の途中で答案ができあがった者も，その時間が終了するまでは，退室しないこと。
(13) 英語科で一部放送による問題を実施する。難聴の受検生は特別措置願を提出したうえで，補聴器を使用することができる。
(14) 検査室内には時計がないので，計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また，机上に置いてもよい。ただし，辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの，秒針音のするもの，キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

３　「英語科」の検査について

他の教科と同様，検査開始の「始め」の合図とともに，問題用紙，解答用紙を開き，検査場名と受検番号を記入する。検査開始直後に放送による問題を実施する。放送による問題が始まるまで放送による問題の問題文を読んでいても，他の問題に取り組んでいてもよい。